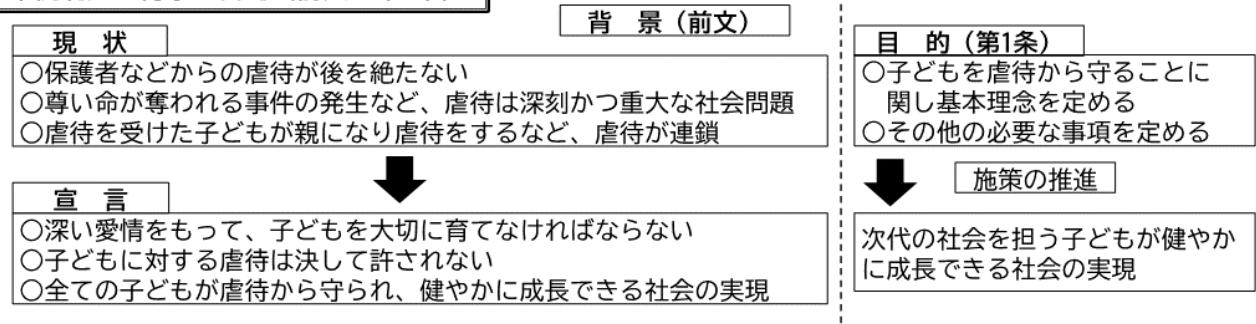


条例の概要

茨城県子どもを虐待から守る条例【概要】

条例制定の背景・目的（前文・第1条）



定義（第2条）

「子ども」「虐待」「保護者」「関係機関等」

基本理念（第3条）

- 何人も虐待を決して行つてはならず、許してはならない
- 子どもの生命を守ることを最優先に、子どもの利益を考慮
- 県、保護者、県民、市町村等が一体的に施策等を実施

県、保護者、県民の責務、市町村、関係機関等の役割（第4条～第8条）

県 (第4条)	○子どもを虐待から守る施策の実施 ○市町村及び関係機関等の取組等を支援
保護者 (第5条)	○子育ての第一義的責任を深く自覚 ○子育てについての正しい理解を深め、 子どもが健やかに成長できるよう努める

県民 (第6条)	○虐待を受けた子どもの発見時の通告 ○子どもを虐待から守ることの理解
市町村 (第7条)	○県及び関係機関と連携し、市町村施策の推進及び体制の整備に努める
関係機関等 (第8条)	○県、市町村及び他の関係機関等と連携し、取組の推進に努める

主な取組等（第9条～第11条）

連携・協働（第9条）	○警察との連携強化、協働して対応	○市町村及び関係機関等との連携
基本計画（第10条）	○虐待防止施策を推進するための基本的な計画の策定	○施策の実施状況の公表
啓発活動等（第11条）	○県民の理解を深めるための広報及び啓発活動の実施	等

その他の取組（第12条～第29条）

- 虐待の予防、早期発見のための子育て支援に関する措置及び市町村母子保健事業への情報提供（第12条）
- 関係機関等との緊密な連携及び虐待通告や虐待相談がしやすい環境の整備（第13条）
- 通告に係る子どもの安全確認のための調査及び対応（第14条）
○常時通告を受ける体制の整備 等（第15条）
- 立入、臨検・捜索及び一時保護等子どもの安全確認における警察署長または市町村長への協力依頼（第16条）
- 支援を行う家庭が転出等をする場合の児童相談所間及び市町村間の適切な引継等の実施 等（第17条）
- 虐待を受けた子どもに対する援助（第18条）
○虐待を行った保護者等に対する支援（第19条）
- 医療機関との連携協力体制の整備（第20条）
○社会的養護の充実及び家庭養護の推進（第21条）
- 子どもが虐待から自らの安全を確保するための情報提供や支援（第22条）
- 児童養護施設退所者等への自立支援の充実（第23条）
- 児童福祉司等専門的知識を有する職員の国基準以上の配置による児童相談所の体制強化（第24条）
- 人材育成のための研修等の実施 等（第25条）
- 地域における虐待防止及び子育て支援に関する活動の推進 等（第26条）
- 市町村要保護児童対策地域協議会への支援（第27条）
○虐待防止の効果的な推進方策の調査研究（第28条）
- 虐待防止施策の推進のための財政上の措置（第29条）

施行日

平成31年4月1日

◎：本県独自の取組